2020 年度 部活動に係る活動方針

2020 年 4 月 1 日 東洋大学附属牛久中学校高等学校

目 次

は	じ	め	に・	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1		部	活動	jの∃	見状	と言	課題	<u>į</u> .	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2		東	洋大	;学		牛力	久中	学	校i	高等	等学	ዾ校	Γ	部活	5動	ル	係	る	活!	動	方	針.]	策	定	の	趣	旨	•	3
3		新	たな	:部:	舌動	に「	句け	けて	のこ	本村	交の	部	活真	動道	運営	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)	<u>,</u>	学校	教	育の	— ∄	景と	にし	て	の音	郭洹	動	のj	商均	月な	:運	営		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4
	(2)	j	適切	な	部活	動	運営	ťの	た	めの	の体	·制	整位	備·	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
	(3)	,	合理	!的`	でか	つす	効率	函的	• 7	効見	果的	りな	部》	活動	力推	進	の	た	め	の.	取	組	•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	j	適切	1な1	木養	日鲁	等の	設	定	•		•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(5)	/	生徒	き の、	ニー	ズ	を躍	当ま	え	た言	部活	動	環場	境0)整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(6)	<u>,</u>	学校	単位	立で	参加	加す	つる	大	会等	等の	見	直	し・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
終	わ	り	に・	•				•				•				•	•				•			•	•			•		8

部活動に係る活動方針策定の根拠資料

1	文部科学省	平成 25 年	5 月	「運動部活動での指導のガイドライン	
---	-------	---------	-----	-------------------	--

- ② 文部科学省 平成29年12月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」
- ③ 文部科学省 平成31年3月 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」
- ④ スポーツ庁 平成30年3月 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ⑤ 文 化 庁 平成30年12月 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ⑥ 茨 城 県 平成30年5月 「茨城県運動部活動の運営方針」
- ⑦ 牛 久 市 平成30年8月 「茨城県運動部活動の運営方針」
- ⑧ 東洋大学 2019年12月「学校法人東洋大学が設置する中学校及び高等学校における部活動の方針」

はじめに

2019年7月の職員会議において、「部活動に係る活動方針の検討について」の文書(2019年7月19日付)を配布して、本校の部活動の現状と課題、並びに文部科学省やスポーツ庁・文化庁等の部活動に関する通知等について説明するとともに、本校の部活動の問題点や課題解決の方向性を提示し、説明した。その際、意見等があれば、後で申し出るよう求めたところ、次の2点の意見の申出があった。

- ①活動時間と休養日設定で活動が制限される。これでは部活動に支障をきたすので何とか配慮できないか。
- ②大会参加による生徒の公欠及び顧問の出張等に問題がある。大会参加は限定すべきではないか。

2019年12月、本校の設置者である東洋大学から「学校法人東洋大学が設置する中学校及び高等学校における部活動の方針」の通知があった。2020年1月の職員会議にこの通知を提示し、この通知に基づき、本校の「部活動に係る活動方針」を策定する旨を伝え、この通知内容等に関して質問、意見等があれば申し出るよう求めたところ、次のような意見の申出があった。

- ①平日と土日を分けずに「週2日休み」にできないか。
- ②指定強化部とそうでない部に分けて部活動の運営をすべきではないか。

文部科学省の通知では、校長が「運動部活動での指導のガイドライン」等を踏まえ、学校設置者の提示した方針に則り、学校の「部活動に係る活動方針」を策定することになっている。また、その策定に当たっては、「各部の休養日及び活動時間を設定して公表するとともに、各部の活動内容を把握して適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。」ことになっている。

以上のことを踏まえ、ここに東洋大学附属牛久中学校高等学校「部活動に係る活動方針」を策定し、 2020年4月1日より適用することとした。

1 部活動の現状と課題

本校の部や同好会等の活動(以後、部活動という)は、課外活動としてスポーツや文化、及び科学・言語・環境・食育等に興味関心をもつ同好の生徒たちが自主的に参加し、保護者や地域の協力を得ながら各部顧問の指導の下で行われ、顧問の献身的な取組みとその熱意に支えられている。

本校では、部活動は体力・技能・文化の向上や課題研究の取組み等に関する目的だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、生徒同士や生徒と教師の交流等を通して豊かで好ましい人間関係を構築するなど、「心身ともに健全な育成を図る意義ある活動」として捉え、活発に行われるよう環境整備を行っている。この結果、本校の部活動は、高体連等の各種大会や各種コンテストで優勝するなど、学校の名誉の向上にも貢献している。

部活動は、生徒たちの体力・技能の向上、健康の増進、他者を尊重し協働する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒たちの多様な学びの場として、また、新たな活動に取組む主体的な活動の契機となるなど自己啓発の場として、部活動の教育的意義は極めて高い。このため、部活動は生徒たちの多様な学びの場として、自己啓発の場として大切にしていかなければならない。

しかしながら、近年、社会経済の変化等により部活動の在り方や生徒・保護者・教員の価値観等も変化 してきており、部活動に係る生徒間、生徒と顧問間、顧問と保護者間等に誤解やトラブル等が散見され る。また、部活動の過重負担や学習とのバランス、大会参加に伴う問題、部活動に係る働き方改革の問題、 教職員の健康管理など課題が山積している。このため、部活動の現状を直視し、課題解決のための抜本的な改革が必要になっている。

2 東洋大学附属牛久中学校高等学校「部活動に係る活動方針」策定の趣旨

現在、部活動は、課外活動として行うすべての生徒たちのための望ましい活動環境を構築するという 観点に立ち、次の3点を目標にして活動が行われている。

- A 知・徳・体の一体となった「生きる力を育む」等の部活動の意義を踏まえ、生徒たちが豊かな学校生活を送り、バランスのとれたの心身の発達・成長を図れるようにする。
- B スポーツ系部活動では、運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯に渡って心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。同時にその資質・能力を生かし、大会等に参加するなど切磋琢磨し更なる向上を目指す。
- C 文科系部活動では、芸術文化等の活動に親しみ、多様な創作表現や鑑賞等の活動を通して豊かな 心や創造性を育み、生涯に渡って学び、豊かな生活を実現するための資質・能力を育成する。同時 にその資質・能力を生かし、コンクール等に参加するなどして切磋琢磨し更なる向上を目指す。

また、上記の目標が達成されるよう、次のような様々な工夫を行っている。

- (1) 部活動は自主的、自発的な参加により行われるものであるが、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理を行い、合理的かつ効率的・効果的な運営に努めている。
- (2) 生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることのないよう、留意している。
- (3) 文科系部活動は、その多様性に留意し、可能な限り生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、活動環境を整備し活動形態などにも工夫を行っている。
- (4) 部活動を特活部の校務分掌に位置づけ、学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制の構築に努めている。特に生徒の健康増進・安全の確保、及び事故防止等に努めるとともに、生徒間のいじめ・暴力等が発生しないように努めている。
- (5) 事故対応や救急対応、及び人権に関わる事故防止(特に体罰・セクハラ防止)等の研修を行い、生徒間、生徒顧問等に誤解やトラブル、事故等が発生しないように努めている。

しかしながら、本校の部活動には、残念ながら上記1の「部活動の現状と課題」の通り、様々な課題が山積している。このため、部活動の現状を直視し、その課題を解決するため、部活動の抜本的な改革が必要であるとの考えから、「部活動に係る活動方針」を策定した。

今回策定した「部活動に係る活動方針」は、学校全体で部活動の活動状況や発生したトラブル・問題等を共有し、協力してその解決を図るとともに、教育的意義の大きい部活動を生徒たちの自主的・自発的活動として今後も持続可能なものにしていくために、同時に教職員の働き方改革や健康管理等の一環として部活動の在り方を見直し、改善改革を行っていくための基準とするものである。

3 新たな部活動に向けての本校の部活動運営方針と適切な運営

(1) 学校教育の一環としての部活動の運営方針

部活動は生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動である。また、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養等においても極めて有意義で効果的な教育活動である。このため、部活動は、学校の教育目標や経営方針等に基づき、学校教育の一環として計画的に実施しなければならない。部活動の目標が達成されるよう、次の通り、部活動運営方針を定める。

- ① 部活動は部顧問の個人的な判断で活動の是非を行うものではない。部活動は全教職員の共通理解の下で生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮しなければならない。学校の組織力を高めながら顧問問の指導に係る業務の適正化を図り、学校全体の教育活動として適切に運営していくものとする。
- ② 部活動顧問は結果のみを目標とするのではなく、生徒それぞれの取組に目を向けた丁寧な指導により生徒・保護者との人間関係を構築し、信頼関係を深められるよう、指導するものとする。
- ③ 学校は、ホームページや広報紙等を活用して部活動の目的や部活動運営方針、及び顧問の指導に係る業務等について理解と協力を促す同時に、活動成果等の情報提供を積極的に行い、保護者・PTA・地域等の部活動に対する理解を深め、広めるものとする。

(2) 適切な部活動運営のための体制構築

「学校法人東洋大学が設置する中学校及び高等学校における部活動の方針」に則り、上記(1)の部活動 運営方針等に基づき、校長は、毎年度、東洋大学附属牛久中学校高等学校『部活動に係る部活動方針』を 策定する。同時にこの部活動方針をホームページ等で公表するとともに、その運用を徹底する。

部活動顧問は、年間の活動計画(活動日・休養日及び大会参加日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会日等)を作成し、校長に提出する。校長は、上記の「部活動に係る部活動方針」及び各部の「年間の活動計画」を当該部の生徒・保護者に情報提供するとともに、その概要を必要に応じて学校のホームページ等に掲載するなどして公表に努める。

- ①生徒や教職員、部活動指導員や外部コーチの配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、 教職員の長時間勤務解消等の観点から、円滑に部活動が実施できる適正な人数となるよう、実態に応 じて部活動や同好会等の見直しを行い、調整を行う。
- ②部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の校務分掌や部活動指導員等の配置を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③生徒や教職員、校務分担の状況等を踏まえ、部活動指導員を採用する。部活動指導員の採用・配置に 当たっては、学校教育についての理解、適切な指導の在り方、部活動の位置づけと教育的意義、発達 段階に即した科学的な指導、安全の確保、事故発生時の適切な対応、体罰・ハラスメントの厳禁など 人権尊重の精神に基づいた指導、服務の厳守などについて、任用前に説明・研修を行う。また、部活 動顧問・部活動指導員・部活動コーチ等に対し、同種の研修を年度当初だけでなく、適宜行う。
- ④活動計画及び活動実績の確認等により各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員

- の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑤教職員の部活動への関与については、「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成 29 年 12 月 文部科学大臣決定)及び「学校の働き方改革に関する緊急対策の策定並びに業務改善及び勤怠管理等 に係る取組の徹底について(平成 30 年 1 月 文科初第 1437 号)を踏まえ、法令に則り、業務改善及 勤務時間管理等を行う。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

学校は、顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活 や健康に留意しながら、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的に活動していくものとする。そ の際、特に事故防止に努め、人権尊重の精神に反することがないようにしなければならない。

- ①部活動の実施に当たっては、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活の配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則的に行わないよう指導するなど、適切に対応する。
 - ア パワハラ・セクハラ・いじめ・暴力・体罰等は絶対にあってはならない。顧問・監督・コーチ等と生徒との間に特別権力関係はあるが、生徒には「一人の人格をもつ人間」として指導に当たらなければならない。万が一、人権に反する行為等を行った場合は、速やかに当該生徒・保護者に謝罪するとともに、管理職に報告する。
 - イ 事故が発生した場合は、適切な応急処置をして救急車等で病院に搬送するとともに、直ちに保護 者及び管理職に報告する。
 - ウ 気象条件等が急変した場合は直ちに活動を停止するなど事故防止に万全を期す。原則として、気 温が 35°C以上の場合や気象庁の高温注意情報等が発せられた時間帯には、活動は行わない。
- ②スポーツ系部顧問は、スポーツ医学やスポーツ科学等の見地からトレーニング効果を得るためには 休養を適切にとる必要があること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体 力・運動能力の向上につながらないことなどについて正しく理解しなければならない。その上で、
 - ○生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるように指導する。
 - ○生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向 上などそれぞれの目標が達成できるように指導する。
 - ○競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られるように指導する。
 - ○専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、個人差や男女差など成長期における心身の発達状況等に関する正しい知識の習得に努める。
- ③文科系部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるように指導する。また、生徒がバーンアウトすることなく、生徒とのコミュニケーションを十分図り、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られるように指導する。

- ③ 部顧問は、「活動目標、指導方針、出場試合・大会、具体的な練習内容・方法等について」生徒や保護者が十分理解できるよう、適切に伝える。日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを図り、練習について「だれが、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように行えばよいか」等を的確に伝えて理解させ、安全に徹した指導をするようにする。
- ⑤ 部顧問は、部活動運営をマネージメントしていく観点から、部活動経営の基本である「PDCA サイクル」を着実に実施するようにする。

(4) 適切な休養日の設定

スポーツ系部活動の休養日の確保及び活動時間等については、生徒のバランスのとれた生活や人間 的成長等の面に配慮するとともに、スポーツ医学やスポーツ科学の観点から「ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」等も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

文科系部活動においても長時間の活動は、精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の 観点から課題があるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、 活動時間を設定するものとする。

成長期にある生徒が「教育課程内の活動」「部活動」「学校外の活動」「その他食事、休養及び睡眠時間等の生活時間」等のバランスの取れた生活を送ることができるように、次の基準を定める。

- ① 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下週末)は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に1日振り替える。但し、中学校の学期中の活動日は3日間とし、「部活動以外の活動」を十分行えるようにする。
- ② 長期休業日中の休養日の設定は学期中に準じた扱いとする。長期休業日中は部活動以外の多様な活動ができるよう、できるだけまとまりある長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③1日の活動時間は平日2時間程度とする。学期中の週末を含む休業日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 定期考査1週間前及び考査期間中は学校全体の部活動休養日とし、生徒の学習時間を確保し、学習に専念するとものとする。定期考査1週間前及び考査期間中の活動は認めない。
- ⑤ 原則、朝練習は行わない。朝の活動が必要な場合には、その都度、事前に校長の許可を得る。また、 1日の活動時間の合計は、朝の活動を含めて上記③の活動時間を超えないものとする。但し、高体連 や野球連盟の公式戦開催1か月前から大会が終了するまでの期間を除く。
- ⑥ 高体連や野球連盟の公式戦及び大会直前練習等のやむを得ない事情により上記の休養日設定ができない場合に限り、校長の判断で活動日を設定することができる。いずれの場合であっても、週当たりの活動時間は16時間を超えないものとする。休養日は活動設定期間の翌週から4週間以内とし、平日はは平日に休業日は休業日に設定するようにする。
- ⑦ 長期休業日期間中の学校閉鎖日は学校全体の休養日とする。⑥の事情を除き、活動は認めない。

(5) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

生徒の多様なニーズを踏まえ、新しい部や同好会を設置するとともに、部員数が少なくなって活動し

ていない部や同好会等は廃部にする。同時に部活動指導員やコーチ等を活用するなど、学校と生徒の実情に応じた部活動運営を推進する。また、地域の関係する団体と連携するなど、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を図っていく。

- ① 生徒の多様なニーズを踏まえ、部活動全体の在り方を検討する。
- ② 地域のスポーツ団体や文化団体、保護者、地域の人々、各自治体等と連携し、学校と地域が一緒になって「子どもを育てる」という観点に立って活動できるよう、環境整備をする。
- ③ 地域の関係団体等と連携して適切な「部活動指導員」や「コーチ」を選定・活用し、学校と地域が協働・融合するように推進する。

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し

各部が参加する大会・試合や地域の要請等により参加する地域の行事・催し等(以下「大会等」という)を把握し、生徒や顧問の負担が過度にならないように、学校単位で参加する大会等を精査する。

- ① 茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟、並びに茨城県中学校体育連盟、牛久市教育委員会等の茨城県内の運動部・文化部活動に関わる組織が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、教育上の意義や生徒・顧問の負担等を考慮して、学校単位で参加する大会等を精査する。
- ② 大会参加等による顧問の出張等によって生じる教育課程実施上の問題等も発生していることを考慮して、参加する大会等を精査する。授業等の平常の教育課程が適切に実施されない等の問題が発生する場合、月当たりの顧問の勤務時間合計が残業 45 時間と休日労働 35 時間、合計 80 時間を超えた場合(時間外労働+休日労働の合計時間 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とする規制がある)等は、働き方改革や健康管理等の面からも顧問の出張は認められない。

終わりに

東洋大学附属牛久中学校高等学校「部活動に係る活動方針」は、本校における部活動の現状と課題並びに国・茨城県・牛久市等の動向を踏まえ、国の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「学校法人東洋大学が設置する中学校及び高等学校における部活動の方針」に則って策定したものである。この内容は、部活動に関する生徒や顧問の視点たけでなく、教職員の「働き方改革」及び「健康管理」の視点にも立った学校全体の改革に向けた具体的な取組方針として示したものである。

この「部活動に係る活動方針」に基づき、学校全体で部活動の活動状況や問題点、課題等を共有するとともに、保護者や地域の人々等にこれを公表し、関係者と協力して問題や課題の解決を図っていきたい。そして、教職員の働き方改革の一環として部活動の在り方を見直すとともに、教育的意義の大きい部活動を生徒たちの自主的・自発的活動として今後も持続可能なものにしていくための改善改革の基準としたい。今後も国や社会の動向等を見据え、生徒の成長と本校教育の充実発展の観点から部活動の活動状況を把握し、部活動の改善改革を図っていく考えである。